

筑波大学における 利益相反マネジメント

University of Tsukuba Conflict of Interest Policy

利益相反・輸出管理マネジメント室



筑波大学
University of Tsukuba

筑波大学における 利益相反マネジメント

このたび組織としての利益相反ポリシーが制定されました。また、利益相反に関する規則等も改正され、それに伴い個人としての利益相反マネジメントも一部変わります。

これらは、平成28年4月1日から適用されます。

■ 制度改正の概要

近年新たにその必要性が高まりつつある組織としての利益相反に関する取組に対応するとともに、マネジメントの基本方針を明確化しました。また、これまで事実上行われてきた研究計画の利益相反に関する審査について規則上明文化するなど、規定の整備を行いました。

■ 規則の主な改正点

(1) 利益相反への取組の基本方針

規則の中で基本方針を以下のように定めました。

- 利益相反への取組は、大学に対する信頼を維持し、職員等の名誉を確保していく上で不可欠の課題であるので、組織的かつ効果的に取り組んでいくこと。
- 産学官連携活動は、大学が社会からの多様な要請に応えて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つであるので、利益相反への取組に当たっては産学官連携活動を委縮させることのないよう留意すること。

(2) 研究計画の利益相反に関する審査

ヒトを対象とする研究をはじめ研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査する必要があるため、これまで、これらの審査は、各系又は附属病院に置かれる利益相反委員会または研究倫理審査委員会において行われてきました。このことを今回の規則改正では明記しました。

(3) 組織としての利益相反に関する規定の整備

組織としての利益相反に関して想定される二つの態様に即して定義規定を設けるとともに、それらに対して大学本部の各部局及び大学の意思決定権者と利益相反アドバイザーや利益相反委員会等の対応等について規定しました。

個人としての利益相反マネジメント

～自己申告書の様式の変更～(規則改正)

金銭的情報に関する自己申告書の記載内容について負担の軽減をはかりました。

以下の(1)及び(2)の二つの条件にともに該当する場合に自己申告書を提出します。変更があったのは下線部です。

(1) 金銭的利益を得た対象の企業が次のいずれかに該当すること。

ア 筑波大学の研究成果の移転を受けたことがある(当該年度を含めて過去10年間に移転を受けた企業)。

イ 筑波大学と共同研究、受託研究、特別共同研究事業、学術指導、寄附金などにおいて契約関係がある(当該年度を含めて過去3年間にこれらの関係があった企業)。

ウ 筑波大学から出資または人的及び技術的援助を受けている

(出資については株式等保有も含む。当該年度を含めて過去10年間にこれらの関係があった企業)。

エ 筑波大学に対して、物品またはサービスを提供する関係にある(当該年度を含めて過去3年間にこれらの関係があった企業)。

(2) 上記(1)の企業と次のいずれかの関係にあること。

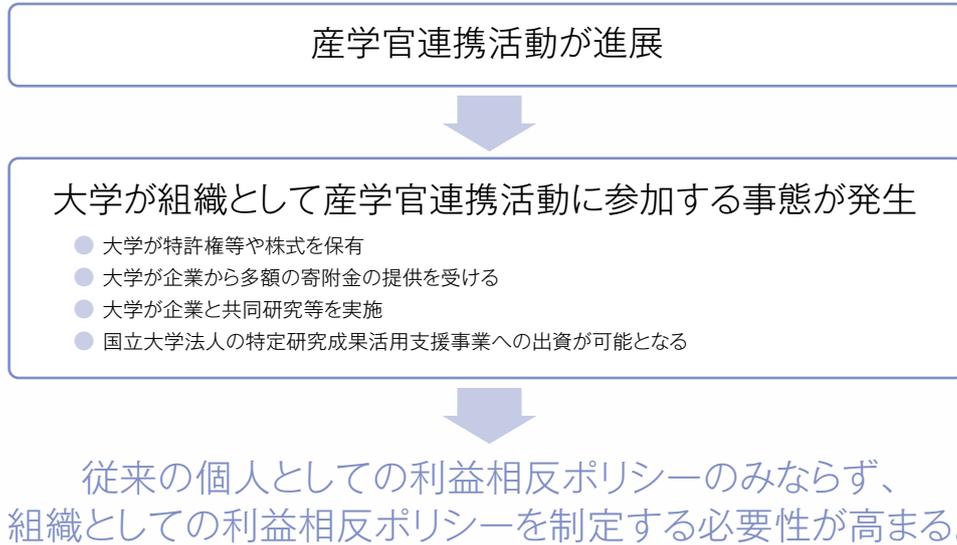
ア 上記(1)の企業から得た兼業の金銭的利益又は研究成果の実施料若しくは売却の金銭的利益の合計が年額100万円以上である(国立大学法人筑波大学職務発明規程(平成16年法人規程第5号)に基づき本学により配分される実施補償金を除く)。

イ 上記(1)の企業の株式等(未公開か公開かを問わない。ただし、未公開株式はすべて、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。なお、当該年度前に取得した株式等を含む。)を保有している。

これまでの自己申告書では、上記(1)に該当する企業については、期間を限らず遡って申告することになっていましたが、このたび、期限を区切って申告を求めることとしました。また、(1)のウは、今後国立大学法人も民間企業に出資することが可能になってきたことから追加したものです。

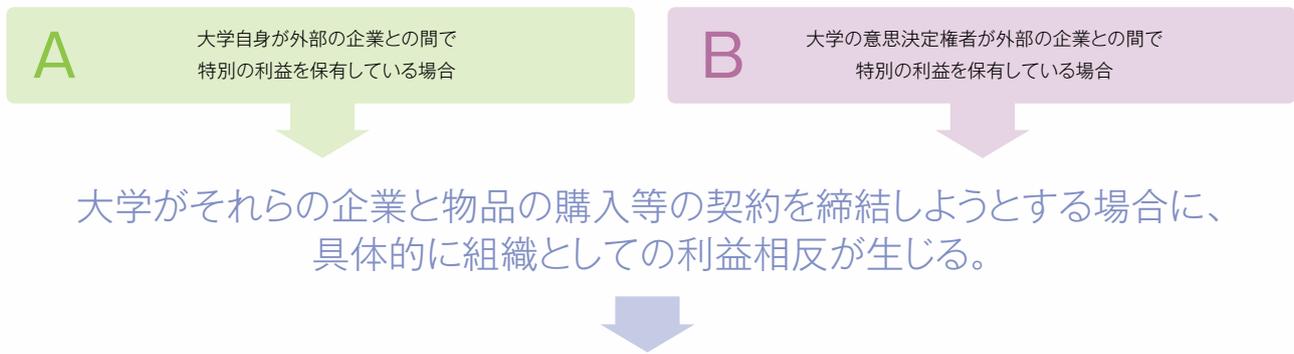
組織としての利益相反マネジメント

Ⅰ 制定の趣旨

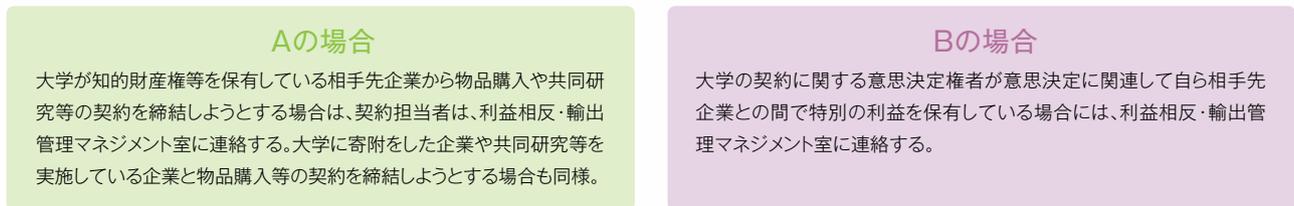


Ⅱ 定義

組織としての利益相反には、利益相反の状況について、以下の二つの態様がある。



【組織としての利益相反への具体的な対応策】



利益相反アドバイザー等の対応

連絡を受けた利益相反アドバイザーは、必要に応じ利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードと協議し、対応を判断する。

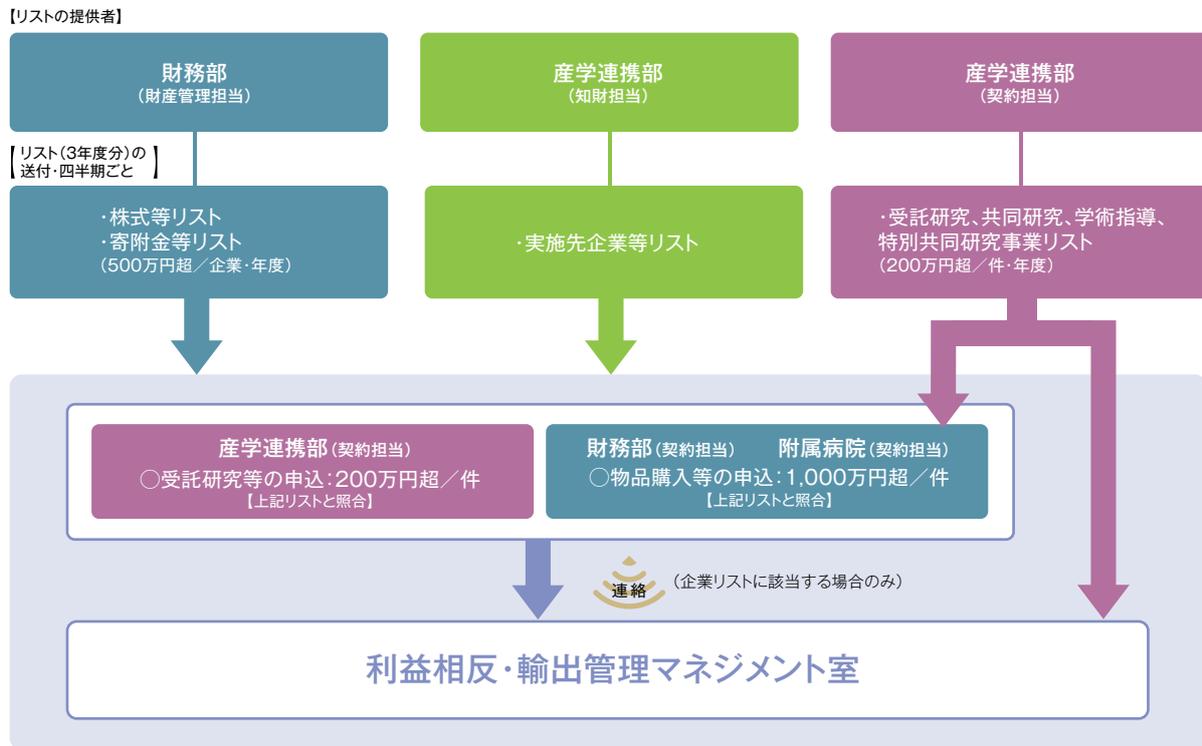
◎基本的考え方

- 事前の予防措置と外見の重視
- 組織としての利益相反は実害をもたらした場合の影響が大きいため対応は厳格に
- 学生・大学院生等の教育面に配慮

組織としての利益相反マネジメント・システム

筑波大学における組織としての利益相反マネジメント・システムの詳細は以下のとおりです。

A 大学自身が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合



B 大学の意思決定権者が外部の企業との間で特別の利益を保有している場合



お問い合わせ

利益相反・輸出管理マネジメント室

〒305-8577 つくば市天王台1-1-1
筑波大学 産学リエゾン共同研究センター棟 2階
E-mail: coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
TEL: 029-853-2877 FAX: 029-853-5816
URL: <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>
発行日: 2016.4